

# 補助事業計画書・成果報告書－1

計画 平成30年 4月 1日 策定

平成 年 月 日 修正

成果報告 令和元年 5月31日 報告

担当課

高齢者福祉課

補助金等の名称	佐倉市介護予防・生活支援サービス事業(第一号訪問事業)補助金
---------	--------------------------------

予算科目	介護保険特別会計	款	3	項	2	目	1
予算事業名	第一号訪問事業						
実施計画の位置づけ	介護予防を推進します						

補助金分類							
国県補助の状況	(国付)・(県付)・国直接・県直接・国県補助なし	645	千円				
交付先	住民団体・移動支援を行う事業者						
支出根拠規定	佐倉市介護予防・生活支援サービス事業(第一号訪問事業)補助金交付要綱						

補助の目的	「住民主体の助け合いによる活動」を行う団体への支援及び要支援1・2の認定者又は基本チェックリスト該当者(以下、居宅要支援被保険者)等に対し、買い物、通院等送迎前後の付添い・見守りを行う事業者への支援
補助の効果	補助金を交付することにより、地域の「住民主体の助け合いによる活動」を促進させる。居宅要支援被保険者等に対し、買い物、通院等送迎前後の付添い・見守りを行う事業者の安定的な運営を確保する。
補助対象事業の具体的内容	<p>○住民主体の生活支援サービス 地域住民が主体となりそこに住む住民同士で行われている、買い物支援や外出の同行など生活支援を行う「住民主体の助け合いによる活動」に係る経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>○法人主体の移動サービス 居宅要支援被保険者等に対し、買い物、通院、社会参加、介護保険サービス以外の通いの場等への送迎並びに送迎前後の付添い及び見守りに係る経費について運営費の一部を補助する。</p>
対象経費及び補助率	<p><b>【対象経費】</b> 事業を実施するために必要な経費のうち、サービス利用調整を行う人件費、需用費(消耗品、コピー代など)、活動場所の借上げの費用・光熱水費・通信費(補助事業単独で利用する場合のみ)、保険料など ※ただし、同一会計年度に他の補助金等の交付を受けていない経費を対象とする。</p> <p><b>【補助率】</b> ○住民主体の生活支援サービス 補助対象経費の1/2(上限額20万円) ○法人主体の移動サービス 補助対象経費の1/2(上限額100万円) ※居宅要支援被保険者等の利用割合に応じ上限額の設定あり。</p>
補助金額の根拠	活動を継続して行く上で必要な経費
備考	
1/2を超えて補助、設立5年を超えて運営費補助する理由	その他 特定財源として、国・県交付金の他に介護保険料あり
その他	
補助期間	平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

## 補助事業計画書・成果報告書－2

		担当課	高齢者福祉課	
補助金等の名称	佐倉市介護予防・生活支援サービス事業(第一号訪問事業)補助金			
平成27年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	成果達成状況の分析と今後の方策			
平成28年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	成果達成状況の分析と今後の方策			
平成29年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	成果達成状況の分析と今後の方策			
平成30年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	4,800	新設団体 6団体 既設団体 8団体  既設事業者 2法人	1,987	既設団体 4団体  既設事業者 2法人
	成果達成状況の分析と今後の方策			
	団体については、申請が目標値ほどにならなかった。引き続き制度の活用を周知していく。			
令和元年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値
	4,800	新設団体 6団体 既設団体 8団体  既設事業者 2法人		
	成果達成状況の分析と今後の方策			
計画期間終了後の最終的な目標値	14団体及び2法人に対し、側面的支援を実施する。			
計画期間終了後の最終的な成果値				